

# ○おだわらスマートシティプロジェクト会則

(平成10年9月29日)

## おだわらスマートシティプロジェクト会則

(名称)

第1条 このプロジェクトは、おだわらスマートシティプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）という。

(目的)

第2条 このプロジェクトは、小田原市をスマートシティにすることを旨とし、エコカーの普及促進、再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーの推進を中心に諸事業を行うとともに、広域的な展開も視野に入れて進め、もって快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この会則において、スマートシティとは、賢くエネルギーが使われている、地球環境にやさしいまちをいう。

(事業)

第4条 このプロジェクトは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 低公害車の普及促進に係る調査研究
- (2) 低公害車の普及に係る啓発活動
- (3) 再生可能エネルギーの普及促進
- (4) 省エネルギーの推進
- (5) 関係機関との連携及び協力
- (6) その他本プロジェクトの運営にあたり必要な事業

(会員)

第5条 このプロジェクトの会員は、次の2種類とする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 正会員 市内に住所を有する個人及び市内に事業所を有する事業者
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、事業推進を援助するために入会する公共的団体等

2 正会員は、別表に定めるところにより、会費を負担するものとする。

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）により、申し込まなければならない。

(退会)

第7条 正会員は、退会しようとするときは、退会届出書（様式第2号）により、その旨を会長に届け出なければならない。

- 2 正会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- 3 正会員が会費を3年間継続して滞納した場合は、退会したものとみなす。

(役員の種類及び選任)

第8条 このプロジェクトに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

- 2 役員は、会員の互選により定める。
- 3 監事は、会長、副会長を兼ねることができない。

(役員職務)

第9条 会長は、このプロジェクトを代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、プロジェクトの会務を執行する。
- 4 監事は、プロジェクトの会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充により就任した役員任期は、前任者の任期の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 役員会は、この会則で別に定めることのほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に提案すべき事項に関すること。
  - (3) 予算の補正に関すること。
  - (4) 総会で委任された事項に関すること。
  - (5) その他役員会において必要と認める事項

- 3 役員会は会長が招集し、その議長となる。

(役員会の議決等)

第12条 役員会は、役員過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集し、その議長となる。

3 通常総会は、毎年1回、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上から請求があったとき、これを開くものとする。

4 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選出にすること。
- (2) 事業計画及び事業報告にすること。
- (3) 予算及び決算にすること。
- (4) 会則の改廃にすること。
- (5) その他、会長が必要と認める事項  
(総会の議決等)

第14条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第15条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席した正会員とみなす。

(顧問及び相談役)

第16条 このプロジェクトに顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、このプロジェクトの運営に必要な知見を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

(事務局)

第17条 このプロジェクトは、事務局を小田原市環境部環境政策課に置く。

2 事務局長は、環境政策課長がこれにあたる。

(経費)

第18条 このプロジェクトの経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 会費
- (2) 負担金
- (3) その他の収入  
(事業年度)

第19条 このプロジェクトの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に

終わるものとする。

(委任)

第20条 この会則の施行について必要な事項は、会長が役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成10年9月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月18日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日)

この会則は、平成24年5月22日から施行する。

別表 (第4条関係)

区 分	会 費 (年 額)
個 人	1, 0 0 0 円
事 業 者	1 0, 0 0 0 円

# 入 会 申 込 書

年 月 日

おだわらスマートシティプロジェクト会長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

担当者 職名

氏名

おだわらスマートシティプロジェクトの目的に賛同し、入会を申し込みいたします。

1 法人・個人の別

2 年会費 金 円

# 退 会 申 出 書

年 月 日

おだわらスマートシティプロジェクト会長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

担当者 職名

氏名

おだわらスマートシティプロジェクトからの退会を申し出いたします。

## 1 退会理由